

受付日：2025-07-23

様式 2 4

事業継続力強化計画に係る認定申請書（控）

令和 7 年 7 月 2 3 日

関東経済産業局長 殿

|            |       |                     |
|------------|-------|---------------------|
| 住          | 所     | 埼玉県越谷市大字大道 4 7 8 番地 |
| 名          | 称     | クリーンテック東京株式会社       |
| 代表者の役職及び氏名 | 代表取締役 | 江藤 真吾               |

中小企業等経営強化法第56条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

(別紙)

## 事業継続力強化計画

### 1 名称等

事業者の氏名又は名称 クリーンテックトウキョウカブシキガイシャ  
クリーンテック東京株式会社

代表者の役職名及び氏名 代表取締役 江藤 真吾

資本金又は出資の額 10,000,000円 常時使用する従業員の数 43名

業種 08 設備工事業

法人番号 1030001066012 設立年月日 2003年12月25日

### 2 事業継続力強化の目標

|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自社の事業活動の概要          | 当社はディスポーザ排水処理システムの総合メンテナンス会社です。ディスポーザ本体の修理・交換はもちろん、キッチンから排水されるディスポーザ専用排水管の超高圧排水管洗浄、ディスポーザ排水処理槽の維持管理（保守点検）までディスポーザ排水処理システムを総合的にメンテナンスしてます。<br>当社が早期復旧しないと、そこに住む人々に、美しい水資源を保ち、安全で快適な暮らしのお手伝いをするに大きな影響を及ぼす恐れがあります。                                                                                                        |
| 事業継続力強化に取り組む目的      | 下記3点を目的に、事業継続力強化に取り組む。<br>1. 自然災害発生時において、人命を最優先として、社員と社員の家族の安全と生活を守る。<br>2. 地域社会の安全に貢献する。<br>3. 点検及び施工中の現場を早期復旧し、点検及び施工中の工期遅延回避に努め、お客様への影響を最小限にする。                                                                                                                                                                     |
| 事業活動に影響を与える自然災害等の想定 | 当社の本社・事業主要拠点は、埼玉県越谷市大道478番地にあり、<br>・越谷市に最大の被害をもたらすと想定される「茨城県南部地震(M7.3)」を想定地震として、当地域は震度6弱が予想される。(越谷市地震ハザードマップ参照)<br><br>・利根川流域72時間総雨量491mmを想定した場合、0.5m－3.0m未満の浸水地域となる。(越谷市洪水ハザードマップ参照)<br><br>・感染症の感染状況等を踏まえると、(再度)感染症の影響が拡大し感染者が全国各地で発生した場合、事業の継続に支障をきたす可能性がある。<br><br>また、例年、年に数回、台風が通過しているため、雪害・強風や一時的な豪雨による被害も想定される。 |
| 自然災害等の発生が事業活動に与える影響 | (想定する自然災害等)<br>想定する自然災害等のうち、事業活動に与える影響が最も大きいものは、最大震度6弱の地震であり、また地震・水害等による道路の崩壊・寸断、停電・断水、出勤体制の崩壊、物流網の途絶 等も想定され、その被害想定は下記の通りである。<br><br>(人員に関する影響)<br>営業時間中に被災した場合、設備や資材の落下、避難中の転倒などにより、けが人が発生する。<br>また、公共交通機関が停止すれば、従業員が帰宅困難者となるほか、夜間に発災した場合、翌営業日の従業員の参集が困難となる。併せて、従業員の家族へも被害が生ずる。                                       |

○感染症

・ 国内で感染症の発生が確認された場合には、移動の制限や行政からの外出自粛要請等により業務に必要な人員の確保が困難になることが想定される。

これら被害が事業活動に与える影響として、被災した設備の復旧作業の遅れ、特定の従業員が担当していた施工現場の業務再開が困難となり工事が遅延することなどが想定される。

（建物・設備に関する影響）

事業所の建物は、新耐震基準を満たしているため、揺れによる建物自体への直接被害は軽微。

一方、設備は、停電が発生すれば、一時的に停止する。

また、揺れにより施工現場が損傷するほか、配管や配線類が断裂する恐れがある。

インフラについては、電力・水道は1週間程度、都市ガスは2週間程度、供給が停止するほか、公共交通機関は1週間ほど機能不全となるおそれ。

○感染症

・ 国内で感染症の発生が確認された場合には、マスクや消毒液等の衛生用品が入手しづらくなることにより、従業員の感染防止対策を講じることができなくなる。

これら被害が事業活動に与える影響として、工事の全部又は一部の停止などが想定される。

（資金繰りに関する影響）

資金繰りについては、工事活動や設備の稼働停止によって事業収入が得られないことで、運転資金がひっ迫するおそれがある。建物・設備に被害が生ずる場合にあっては、これらの復旧費用が必要となる。

○感染症

・ 国内で感染症が拡大し行政から外出自粛要請等が出された場合には、工事活動等が落ち込むことが想定され、外出自粛が長期化すれば、運転資金がひっ迫し、その間、資金調達ができなければ、運転資金が枯渇することが想定される。

これら被害が事業活動に与える影響として、円滑な資金調達ができなければ、運転資金が枯渇することや復旧費用を捻出できないことが想定される。

（情報に関する影響）

オフィス内にあるサーバー（顧客情報、財務資料、設計図面などを保管）が地震等により破損すれば、バックアップしているデータ以外は喪失するおそれ。

○感染症

・ 国内で感染が拡大し、従業員が感染した場合には、決算関係の財務情報など、重要な情報を扱う従業員が通勤できなくなることが想定される。

これら被害が事業活動に与える影響として、重要な情報が喪失すれば、取引先への支払、売掛金の回収、受注物件の完成が困難となることが想定される。

### 3 事業継続力強化の内容

#### (1) 自然災害等が発生した場合における対応手順

| 項目 |                    | 初動対応の内容                                             | 発災後の<br>対応時期 | 事前対策の内容                                                               |
|----|--------------------|-----------------------------------------------------|--------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 1  | 人命の安全確保            | 従業員の避難方法                                            | 発災直後         | ・ 自社拠点内の安全エリアの設定<br>・ 社内外の避難経路の周知・確認<br>・ 避難所までの経路確認                  |
|    |                    | 従業員の安否確認                                            | 発災直後         | ・ 安否確認システムの導入<br>・ 従業員の連絡網の整備<br>(携帯電話番号、メールアドレス、SNS、家族連絡先)           |
|    |                    | 工事設備の緊急停止方法                                         | 発災直後         | ・ 緊急時の現場保全、安全確保の指示・徹底                                                 |
| 2  | 非常時の緊急時体制の構築       | 代表取締役を本部長とした、災害対策本部の立ち上げ                            | 発災後 1 時間以内   | ・ 設置基準の策定<br>(安否確認システム発動、警戒レベル3発令、震度5弱)<br>・ 災害対策本部の体制整備等<br>(代行者の選定) |
| 3  | 被害状況の把握<br>被害情報の共有 | 被災状況、工事施工への影響の有無や施工現場保全状況の確認<br>当該情報の第一報を顧客及び取引先に報告 | 発災後 1 2 時間以内 | ・ 被害情報の確認手順の整理<br>・ 被害情報及び復旧の見通しに関する関係者への報告方法、対外的な情報発信方法の策定等          |

(2) 事業継続力強化に資する対策及び取組

|   |                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| A | <p>自然災害等が発生した場合における<br/>人員体制の整備</p> | <p>&lt;現在の取組&gt;<br/>・現在、具体的な対策は行っていない。</p> <p>&lt;今後の計画&gt;<br/>・自然災害時を想定して、従業員の多能工化を進める、この取組は、売上増大対応が必要な場合にも有効に機能する。<br/>・他地域の協力会社との間で、人員融通のための体制を整備する。<br/>(パートナー企業連携を進める)</p> <p>○感染症<br/>・国内で感染症の発生が確認された場合には、予め感染症予防マニュアルを作成しておき、従業員に対するマニュアルに則った手洗い・うがいや咳エチケットを徹底する。</p> |
| B | <p>事業継続力強化に資する<br/>設備、機器及び装置の導入</p> | <p>&lt;現在の取組&gt;<br/>・現在、具体的な対は行っていない。</p> <p>&lt;今後の計画&gt;<br/>・停電時の蓄電機能を強化する、ポータブルバッテリーの購入を検討する。</p> <p>○感染症<br/>・国内で感染症の発生が確認された場合には、マスクや消毒液等の衛生用品の品薄状態や、行政からの外出自粛要請等が予想されるため、平時から衛生用品を備蓄しておくこと。</p>                                                                         |
| C | <p>事業活動を継続するための<br/>資金の調達手段の確保</p>  | <p>&lt;現在の取組&gt;<br/>・現在、具体的な対策は行っていない。</p> <p>&lt;今後の計画&gt;<br/>・現在加入している火災保険について、水災補償特約を加えるほか、火災も含めて休業補償も追加して契約する。加えて、地震時の建物補償として地震共済に加入する。<br/>・災害が発生した際に緊急融資が受けられるよう、地元の金融機関（銀行・信金）の担当者と日々コミュニケーションを取る。</p>                                                                 |
| D | <p>事業活動を継続するための<br/>重要情報の保護</p>     | <p>&lt;現在の取組&gt;<br/>・現在、具体的な対策は行っていない。</p> <p>&lt;今後の計画&gt;<br/>・顧客名簿や帳簿について、電子化し、クラウド上のサーバー等へのバックアップに留意して保全計画を進める。</p>                                                                                                                                                        |

(3) 事業継続力強化設備等の種類

|   | (2)<br>の項目 | 取得<br>年月 | 設備等の名称／型式 | 所在地 |
|---|------------|----------|-----------|-----|
| 1 |            |          |           |     |

|   | 設備等の種類 | 単価（千円） | 数量 | 金額（千円） |
|---|--------|--------|----|--------|
| 1 |        | 0      | 0  | 0      |

| 確認項目                                                                 | チェック欄 |
|----------------------------------------------------------------------|-------|
| 上記設備は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）上設置が義務付けられた設備ではありません。 |       |

(4) 事業継続力強化の実施に協力する者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容

|        |  |
|--------|--|
| 名称     |  |
| 住所     |  |
| 代表者の氏名 |  |
| 協力の内容  |  |

(5) 平時の推進体制の整備、訓練及び教育の実施その他の事業継続力強化の実効性を確保するための取組

平時の取組推進について、代表取締役の指揮の下、実施する。  
更に、社内の部署長全員で組織する「防災・減災対策会議」（年2回開催）において、具体的な取組を検討・決定する。  
毎年11月を目処に、全社員参加の教育・訓練を実施する。  
実態に則した計画となるように、年1回以上計画の見直しを実行する。

#### 4 実施期間

2025年8月～2028年7月

#### 5 事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

| 実施<br>事項 | 使途・用途 | 資金調達方法 | 金額（千円） |
|----------|-------|--------|--------|
|          |       |        | 0      |

#### 6 その他

##### （１）関係法令の遵守（必須）

| 確認項目                                                                                                                            | チェック欄 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 事業継続力強化の実施にあたり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第百二十号）、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）その他関係法令に抵触する内容は含みません。 | ✓     |

##### （２）その他事業継続力強化に資する取組（任意）

| 確認項目                          | チェック欄 |
|-------------------------------|-------|
| レジリエンス認証制度（※１）に基づく認証を取得しています。 |       |
| ISO 22301認証（※２）を取得しています。      |       |
| 中小企業BCP策定運用方針に基づきBCPを策定しています。 |       |

（※１）国土強靱化に貢献する団体を認証する制度

（※２）事業継続マネジメントシステム（BCMS）の国際規格